2026年（令和8年） 年末の交通安全市民運動 実施要綱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

期　間

2026年 12月１日（火）から 12月10日（木）までの 10日間

※ 市内一斉啓発日は １２月２日（水）

当日は、午前７時50分から８時20分まで、名鉄一宮駅西側広場及びコンコースにて交通安全街頭啓発活動を実施します。

目　的



年末は、師走特有の慌ただしさから、歩行者や自転車利用者、運転者の注意力が散漫となります。そしてこの時期は、１年を通じて日没時刻が最も早くなり、夕暮れ時から日没後の時間帯と職場や学校等からの帰宅時間帯が重なることから、交通事故の危険性が高まります。さらに、忘年会等、飲酒の機会が増えることから、飲酒運転による交通事故の増加も懸念されます。

また、歩行者、自転車利用者の事故の中には、歩行者、自転車利用者側の法令違反が認められるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。

そこで、年末の交通安全市民運動を下記の運動の重点により一宮市民総ぐるみで展開し、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

運動の重点

1　歩行者の安全な交通行動の実践と反射材用品の着用促進

2　自転車等の安全利用及びヘルメット着用の促進

3　運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

4　家庭から交通安全の輪をひろげよう

2026年 広報重点

◆運転者へ
「気の緩み　慣れた道には　落とし穴」

◆歩行者へ
「どこ見てる？　歩きスマホで　命取り」

◆自転車利用者へ
「自転車の　ルール違反は　青キップ」



年間スローガン

ストップ・ザ 交通事故　高めようモラル 守ろうルール

サブスローガン

実践しよう 交通安全 スリーS（エス）運動

Stop（ストップ）	赤信号は確実にストップ 一時停止場所では自転車もストップ、飲酒運転をストップ
Slow（スロー）	こどもや高齢者を見かけたら速度を落とすスローな運転 見通しが悪い交差点では徐行運転
Smart（スマート）	全ての人に対して思いやりをもったスマートな運転 運転中はスマートフォンを絶対使用しないスマートな運転

運動の重点施策

一宮市および一宮市交通安全都市推進協議会の各実施機関・団体は、運動の重点をふまえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進します。

■重点１　歩行者の安全な交通行動の実践と反射材用品の着用促進

１　横断歩道外横断や走行車両の直前直後横断、路上横臥など、歩行者側にも法令違反が認められる交通事故実態の周知を図る取組を推進する。
２　高齢歩行者の交通事故の特徴を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。
３　全ての年齢層を対象とした反射材用品、ＬＥＤライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組を推進する。
４　通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。

夜間は反射材や
LEDライトを身につけよう



■重点２　自転車等の安全利用及びヘルメット着用の促進

１　令和８年４月１日から自転車の違反に交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されたことを踏まえて、基本的な通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
２　全ての自転車等利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
３　夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組を推進する。
４　自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入義務を周知する取組を推進する。

自転車の違反行為に「青切符」！

❶ 対象者　16歳以上の自転車利用者
❷ 主な違反に対する反則金について

スマホながら運転	12,000円
遮断踏切立ち入り	7,000円
信号無視	6,000円
一時不停止	5,000円
傘差し運転	5,000円
イヤホン使用運転	5,000円
無灯火運転	5,000円
二人乗り・並進	3,000円

■重点３　運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

１　令和８年９月１日から生活道路における法定速度が時速 30 ㎞に引き下げられたことに関する広報啓発を推進する。
２　横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や「横断歩道等における歩行者等優先義務」等の遵守を促す取組を推進する。
３　夕暮れ時における早めのライト点灯を促す「ライト・オン運動」の取組を推進する。（12 月・１月の点灯時刻目安は 16:00）
４　「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境づくりのため、「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

飲酒運転四（し）ない運動

運転するなら	酒を飲まない
酒を飲んだら	運転しない
運転する人に	酒をすすめない
酒を飲んだ人に	運転させない

■重点４　家庭から交通安全の輪をひろげよう

１　毎月１日の「一宮市交通安全デー」や、１０日･２０日･３０日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。
２　家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。
３　ながらスマホの危険性について周知しあう。

運転者が
スマホに気を取られていると…
時速 60km で走行した場合、２秒間で約 33.3mも進みます



運動の進め方



市や教育委員会、学校、地域交通安全会、各事業所、警察署、その他の各実施機関・団体は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。

各実施機関・団体の運動計画

■一宮市

1　広報などによるＰＲ
市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。
（市民協働課）

2　いちのみや出前一聴の利用促進ＰＲ
町内会や老人クラブ等に対して、いちのみや出前一聴（「交通事故に遭わないために～守ってますか？交通ルール～」）の利用を促進し、交通事故の現状と対策等の話や、自転車の正しい乗り方について指導し、交通安全意識の高揚を図る。
（市民協働課）

3　交通安全資材等の配布
チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。
（市民協働課）

4　道路環境の保全
通行の妨げになっている道路上にはみ出した民地の樹木等の適切な管理を依頼し、安全な道路環境の保全を図る。
（道水路管理課）

5　高齢者及び障害者に対する交通安全指導
高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブなどの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。
（福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課）

6　保育園における交通安全事業の実施
各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。
（保育課）

■教育委員会

1　学校における交通安全事業の実施
事故に遭わないように、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。
（学校教育課）

2　公民館における交通安全の啓発や事業の実施
公民館事業に参加する地域住民に対し交通安全運動の啓発をするとともに、交通事故防止に関する事業を実施するよう公民館に働きかける。
（生涯学習課）

■学　校

1　児童生徒に交通ルールの周知徹底
正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

2　自転車の交通事故防止
自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

3　通学路の安全点検
通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

4　地域との連携
見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。

■事業所など

1　自動車の安全運行や運転管理の再点検
雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。
朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

2　交通安全旗などの掲出
交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

3　企業内ドライバーの運転マナーの向上
企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

■地域交通安全会

1　町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。
2　地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。
3　地域の交通安全決起大会など地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。
4　地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

■幼稚園、老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

園児や会員が事故に遭わないように、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

■国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検ならびに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。

■警察署

1　各種媒体による交通安全意識の啓蒙
チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのＰＲ対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

2　飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化
飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。

3　違法駐車の取締り強化
違法駐車は交通の妨げになるばかりでなく交通事故の原因になるため、その取締り強化を図る。





2027 年の交通安全市民運動期間一覧

● 春の交通安全市民運動期間（全国一斉）	４月　６日（火）～　４月１５日（木）
● 夏の交通安全市民運動期間（県内一斉）	７月１１日（日）～　７月２０日（火）
● 秋の交通安全市民運動期間（全国一斉）	９月２１日（火）～　９月３０日（木）
● 年末の交通安全市民運動期間（県内一斉）	１２月　１日（水）～１２月１０日（金）

トピックス

運転免許証の
自主返納を支援します。

ウェブサイト
←愛知県警察
市民協働課→

【申請受付・問合せ】
市民協働課
（本庁舎６階）
0586-28-8671

対　象　者
返納時に、一宮市に住民登録をしている方で、有効期限内のすべての運転免許証を自主返納される方（年齢制限はありません）

支 援 内 容
・ＩＣカード「manaca」または、一宮市ｉバス回数券（どちらも 2,000 円相当分）
・交通安全啓発品

申 請 方 法
①一宮警察署、木曽川幹部交番のいずれかで、免許証返納の手続きをする。
※返納できる日時、運転経歴証明書の発行に必要なもの等は、愛知県警察ウェブサイトで確認してください。
②返納日から 60 日以内に、市民協働課、総務管理課(尾西庁舎)、総務窓口課(木曽川庁舎)のいずれかで、警察署で受け取った「申請による運転免許の取消通知書」を提示。